

## 磐田市の休業要請に基づく協力金の支給について

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、次のとおり休業要請を行います。  
この要請に応じ、ご協力いただける事業者に対し、協力金を交付します。

### 【休業要請期間】

4月25日（土）～5月6日（水）

### 【支給額】

30万円（1事業者あたり）

※なお、上記の額には県からの支給額を含みます。

### 【対象要件】

以下の条件をすべて満たす施設・店舗を運営する中小企業者（※1）及び個人事業主

1. 4月27日（月）～5月6日（水）までの期間のすべてにおいて休業を実施  
※ただし、休業期間中の出前・持ち帰りのみの営業は可
2. 市の要請の対象となる市内の施設が休業した場合が対象  
（市外に本社がある事業所も対象）

※1 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

### 【対象施設】

1. 遊興施設等（県が指定する対象施設）

#### ①劇場等

劇場、映画館 等

#### ②運動、遊技施設

フィットネスクラブ、体育館、武道場 等

マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク 等

#### ③遊興施設等

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、

個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等

#### ④集会・展示施設

集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

#### ⑤商業施設

生活必需品以外の物品を販売する店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗

#### ⑥学習塾等

自動車教習所、学習塾その他学習支援施設

※④～⑥までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限りません。

## 2. 食事提供施設

食堂、レストラン、料理店、喫茶店 居酒屋 等

※ 休業期間中の出前・持ち帰りのみの営業は可

### 【申請期間・申請手続】

1. 申請期間：5月7日～6月30日

2. 申請手続書類（市のホームページからダウンロードできます。）

・協力申請書

・営業実態が確認できる書類

（業種に係る営業許可証の写し、確定申告書の写し、休業前の経理帳簿 等）

・休業の状況が確認できる書類

（休業期間を告知する自社HPの写し、休業期間を告知したチラシ、チラシを店頭に掲示している写真など）

・誓約書（様式は後日公開）

・振込口座等が分かる通帳等の写し

3. 申請方法 原則郵送でお願いします。

### 【お問い合わせ】

◎ お問い合わせは、お電話にてお願いします。

◎ 4月25日（土）・26日（日）は、下記にてご相談を受け付けています。

磐田市役所産業部経済観光課 〒438-8650 磐田市国府台3番地1 電話 0538-37-4819 FAX 0538-37-5013
--